

川崎医療短期大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、有能にして、社会の要請にこたえ得る医療・福祉関係の専門技術者並びに業務従事者を養成することを目的とする。

2 各学科の教育研究上の目的は、別記のとおりとする。

(点検評価)

第2条 前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受ける。

2 自己評価を行うため、また、認証評価を受けるために点検評価委員会を置く。

3 点検評価委員会に関する規程は別に定める。

(学科及び学生定員)

第3条 本学に置く学科及び学生定員は次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
看 護 科	120人	360人
医療介護福祉科	80人	160人

(修業年限等)

第4条 修業年限及び取得できる資格・免許状は、次のとおりとする。

学科名	修業年限	取得できる資格・免許状
看 護 科	3年	看護師国家試験受験資格
医療介護福祉科	2年	介護福祉士国家試験受験資格 社会福祉主事任用資格

(在学年限)

第5条 学生は、前条の規定により定められた修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日

後 期 10月1日から翌年3月31日

(休業日)

第8条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
 - (2) 日曜日
 - (3) 夏期休業日 7月20日から8月31日まで
 - (4) 冬期休業日 12月21日から翌年1月10日まで
 - (5) 春期休業日 3月20日から4月10日まで
 - (6) 学園創立記念日 6月1日
- 2 前項に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第3章 授業科目・単位及び卒業の認定

(授業科目・単位数及び履修方法等)

第9条 各学科の授業科目及び単位数は、別表1及び別表2-(1)から別表2-(2)のとおりとし、履修方法及び卒業の要件は、別表3のとおりとする。

(単位の計算方法)

第10条 各授業科目の単位の計算方法は、短期大学設置基準第7条により、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは、22時間半又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、必要があるときは、15時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、45時間の実験・実習及び実技をもって1単位とする。ただし、必要があるときは、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 臨床（臨地）実習については、前号によるほか、必要に応じて別に定めることができる。

(単位の認定)

第11条 各授業科目の修得単位の認定は、試験により行う。ただし、授業科目によっては、その他の方法によることができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第12条 試験等の成績評価については、優・良・可・不可とし、優・良・可を合格とする。

(卒業の認定)

第13条 第4条に規定する期間以上在学し、各学科所定の卒業に必要な単位以上を修得した者に対して、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- 2 学長は、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、第6条に規定する学年の中途においても、学期の区分に従い、学生を卒業させることができる。

第4章 学 位

(付記する専攻分野)

第14条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

- 看護科 短期大学士（看護）
- 医療介護福祉科 短期大学士（医療介護福祉）

(学位授与の要件)

第15条 短期大学士の学位は、学則第13条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第16条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第17条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位の取消)

第18条 学長は、本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

第5章 入学・休学・退学及び除籍

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 文部科学省令により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に定めるものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

カ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願の手続)

第21条 本学へ入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料を添え、所定の手続きにより願出なければならない。

(入学の許可)

第22条 前条の入学志願者については、選考により入学を許可する。

2 入学者選考要領は、別に定める。

(入学の手続)

第23条 前条の選考の結果により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類に入学金を添えて納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(外国人の特別入学)

第24条 外国人にして、第21条の規定によらないで入学を志願する者があるときは、教育・研究に妨げのない限り、別に定める受け入れ規程に基づき選考のうえ入学を許可することができる。ただし、医

療介護福祉科には適用しない。

- 2 外国人の特別入学生は、これを定員外とする。
- 3 外国人の特別入学生は、特別の規定のあるものの外は、本学学則及び本学諸規程により取り扱う。
(休学及び復学)

第25条 疾病その他の止むを得ない事由により2か月以上出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得て休学することができる。疾病の場合は、本学の指定する診断書を添付しなければならない。

- 2 疾病その他の事由により修学することが不相当と認められる場合には、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、これを在学期間に算入しない。
- 5 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。
(退学及び再入学)

第26条 疾病その他の止むを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により退学した者で、再入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考により相当学年に入学を許可することがある。
(除 籍)

第27条 学生が次の各号の一に該当するときは、これを除籍することができる。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 第25条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 第5条に定める在学年限を超えた者
- (4) 授業料等の納付を怠り、督促を受けても納付しない者

第6章 賞 罰

(表 彰)

第28条 学生で学業成績及び性行が特に優秀で、他の学生の模範とするに足る者があるときは、学長はこれを表彰することがある。

- 2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲 戒)

第29条 学長は、学生が本学の規則に違背し、又は学生の本分に反する行為をしたときは、懲戒する。

- 2 懲戒は、戒告・停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な事由がなくて、出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他本学の学生としての本分に反した者

第7章 検定料・入学金及び授業料等

(検定料)

第30条 本学に入学を志願する者の検定料は、別に定める。

(入学金)

第31条 本学に入学を許可された者は、入学金として250,000円を納付しなければならない。

(授業料等)

第32条 本学の授業料は年額で次のとおりとし、毎年4月25日までに納付しなければならない。ただし、4月及び10月の2期に分納することができる。

看護科 600,000円

医療介護福祉科 600,000円

- 2 授業料のほか、教育充実費等教育に必要な費用を徴収することがある。
- 3 前項に規定する納付金の種類・金額・納入の手続き等については、別に定める。
- 4 休学した学生については、当該期間中の授業料等を免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の授業料等についてはこの限りでない。退学し、又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

(授業料の減免及び徴収の猶予)

第33条 学業成績優秀と認められる学生で、経済的理由によって学資の納付が極めて困難と認められる者には、授業料の全額若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

- 2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料・入学金及び授業料)

第34条 いったん納入した検定料、入学金又は授業料等(学年の始めに授業料等の全額を納入した者が、その年度の10月1日以降の全期間を休学した場合を除く。)はいかなる理由があっても返還しない。

第8章 教職員組織及び教授会

(教職員)

第35条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。

- 2 前項のほか、本学に学長を補佐するため副学長及び学長補佐を置くことができる。

(教授会)

第36条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長及び学長補佐並びに専任教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の准教授を加えることができる。
- 3 教授会に関する規程は、別に定める。

第9章 学生寮

(学生寮)

第37条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第10章 学則の改廃

(学則の改廃)

第38条 この学則の改廃は、学長が発議し、評議員会の議決を得て、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年1月13日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年11月17日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第24条入学金については、昭和51年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項の授業料は、昭和52年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第24条（入学金）、第25条（授業料等）の第1項は昭和53年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第24条（入学金）、第25条（授業料等）の第1項は昭和54年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第25条（入学金）、第26条（授業料等）の第1項は昭和55年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第24条（検定料）及び第26条（授業料等）の第1項は、昭和56年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、昭和57年3月31日以降引き続き在学する者に係る教育の内容については、改正省令施行後もなお従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第26条（授業料等）第1項の規定は、昭和57年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第26条（授業料等）第1項の規定は、昭和58年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第26条（授業料等）第1項の規定は、昭和59年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第25条（入学金）、第26条（授業料等）第1項の規定は、昭和60年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第25条（入学金）、第26条（授業料等）第1項の規定は、昭和61年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、この学則施行の際、現に臨床検査科第2学年及び第3学年に在学する者に係る教育課程については、この学則による改正後の臨床検査科の専門教育科目に係る別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第24条の規定は、昭和62年度の入学を志願する者から適用する。

(授業料等の経過措置)

- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(栄養科の教育課程に関する経過措置)

- 3 この学則施行の際、現に栄養科第2学年及び第3学年に在学する者に係る教育課程については、この学則による改正後の栄養科の専門教育科目に係る別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

(授業料等の経過措置)

- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

(授業料等の経過措置)

- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

(第一看護科、第二看護科の教育課程に関する経過措置)

- 2 この学則施行の際、現に第一看護科第2学年及び第3学年又は第二看護科第2学年に在学する者に係る教育課程については、この学則による改正後の別表1、別表2、別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

(授業料の経過措置)

- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

(授業料の経過措置)

- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

(授業料の経過措置)

- 2 この学則施行の際、現に本学に在学する者については、この学則による改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

(授業料等の経過措置)

- 2 平成5年3月31日に在学する者は、改正後の第26条及び改正後の別表1から別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年3月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

(授業料の経過措置)

- 2 平成6年3月31日に在学する者は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

(授業料の経過措置)

- 2 平成7年3月31日に在学する者は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成8年3月31日に在学する者は、改正後の第26条、別表3及び別表5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成9年3月31日に在学する者は、改正後の別表1及び別表5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成9年4月1日に第一看護科第2学年及び第3学年に在学する者は、改正後の別表1及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 第25条(入学金)は、平成10年度の入学生から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第26条(授業料等)は、平成11年度の入学生から適用する。

- 3 平成11年4月1日に第二看護科第2学年に在学する者については、平成11年度中は改正後の別表2及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 第2条の規定にかかわらず、医療秘書科、医用デザイン科については、平成12年4月から学生の募集を停止する。

- 3 平成12年4月1日に、第一看護科第2学年に在学する者については、改正後の別表1、臨床検査科第2学年及び第3学年に在学する者については、改正後の別表3及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 平成13年4月1日に、放射線技術科第2学年及び第3学年に在学する者については、改正後の別表4及び別表9、臨床工学科第2学年及び第3学年に在学する者については、「病院概論」を除き、改正後の別表6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年10月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年1月31日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 平成15年4月1日に、介護福祉科第2学年に在学する者については、改正後の別表6及び別表7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 施行日前に臨床工学科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表5及び別表7の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、第二看護科については、平成17年4月から学生の募集を停止する。
- 3 施行日前に臨床検査科及び放射線技術科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表3・別表4及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条（医療保育科の取得できる資格）及び第8条別表7（医療保育科授業科目及び単位数）は、平成17年度医療保育科入学生から適用する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、第二看護科については、平成17年4月から学生の募集を停止する。
- 3 施行日前に臨床検査科及び放射線技術科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表3・別表4及び別表8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に第一看護科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表1及び別表7の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に第二看護科へ入学し、現に在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条から第18条については平成18年1月1日から施行する。
- 2 第30条については平成18年度一般入試後期から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 臨床工学科については、平成19年4月1日から募集を停止する。
- 3 施行日前に臨床工学科へ入学し、現に在学する者については、改正前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第30条については平成20年度入学試験から適用する。

附 則

この学則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に看護科、臨床検査科、放射線技術科、介護福祉科、医療保育科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表1、別表2-(1)から別表2-(5)及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に医療保育科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表2-(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に医療保育科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表2-(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に介護福祉科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表2-(4)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に医療介護福祉科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表2-(4)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に臨床検査科、放射線技術科へ入学し、現に在学する者については、改正後の別表2-(2)、別表2-(3)及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 臨床検査科、放射線技術科、医療保育科については、平成29年4月1日から募集を停止する。
- 3 施行日前に臨床検査科、放射線技術科、医療保育科へ入学し、現に在学する者については、改正前の規定を適用する。

別記（第1条2関係）

各学科の教育研究上の目的

看護科

看護についての幅広い知識と技術を身につけ、医療の現場などで“人間愛”を発揮できる看護職の育成をめざす。

医療介護福祉科

これからの一層の高齢化社会を見据えて、一人ひとりの要介護者に適合した支援ができる、知識と技術を備えた介護専門職の育成をめざす。

別表 1

共通教育科目

授業科目	単位数	学 科
保健医療福祉概論	2	看護科、医療介護福祉科
倫理学	2	看護科
文章表現	2	看護科、医療介護福祉科
日本語	2	看護科、医療介護福祉科
心理学	2	看護科、医療介護福祉科
人間関係論	2	看護科
社会学Ⅰ	2	医療介護福祉科
社会学Ⅱ	2	看護科
法学	2	看護科、医療介護福祉科
経済学	2	医療介護福祉科
数学Ⅰ	2	看護科
統計学	2	看護科
情報処理Ⅰ	1	看護科、医療介護福祉科
情報処理Ⅱ	1	医療介護福祉科
物理学Ⅱ	2	看護科
化学Ⅰ	2	看護科
生物学Ⅰ	2	看護科
生物学Ⅱ	2	医療介護福祉科
健康体育Ⅰ	1	看護科、医療介護福祉科
英語Ⅰ	1	看護科、医療介護福祉科
英語Ⅱ	1	看護科、医療介護福祉科
英語Ⅲ	1	看護科

看護科授業科目及び単位数

別表2-(1)

区分	授業科目	卒業単位	単位		備考	区分	授業科目	卒業単位	単位		備考						
			必修	選択					必修	選択							
基礎分野	科学的思考の基盤	4		2	いずれか 選択	専門分野Ⅰ	基礎看護学	11		2							
				2						1							
				1						1							
				2						1							
				2						1							
				2						1							
	人間と生活・社会の理解	12		2						実習地		基礎看護学実習Ⅰ	3		1		
				2										基礎看護学実習Ⅱ		2	
				2										計		14	1
				1										成人看護学	成人看護学概論	23	
				1			成人看護Ⅰ		1								
				1			成人看護Ⅱ		1								
				1			成人看護Ⅲ		1								
				1			成人看護Ⅳ		1								
				1			成人看護Ⅴ		1								
			人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	17			1		老年看護学					老年看護学概論	23		1
							1			老年看護Ⅰ			1				
							1			老年看護Ⅱ			1				
							1			老年看護Ⅲ			1				
							1			小児看護学		小児看護学概論	16				3
	1				成人看護学実習Ⅰ		3										
	1				成人看護学実習Ⅱ		4										
	1				母性看護学	母性看護学概論	16		2								
	1							小児看護Ⅰ		2							
	1							小児看護Ⅱ		2							
	1				精神看護学	精神看護学概論	16		2								
	1							小児看護Ⅲ		2							
	1							母性看護Ⅰ		1							
	1				臨床実習	母性看護Ⅱ	16		1								
	1							母性看護Ⅲ		1							
	1							精神看護Ⅰ		1							
	1				医学概論	精神看護Ⅱ	16		1								
	1		精神看護Ⅲ					1									
	1		成人看護学実習Ⅰ					3									
社会保障制度	6		1		計	計	39		39	0							
			1					成人看護学実習Ⅱ		3							
			1					老年看護学実習		4							
			1					小児看護学実習		2							
			1					母性看護学実習		2							
			1					精神看護学実習		2							
統合分野	在宅看護論	8		1	在宅看護論	在宅看護概論	8		1								
				1					在宅看護Ⅰ		1						
				1					在宅看護Ⅱ		1						
				1					在宅看護Ⅲ		1						
				1					看護研究概論		1						
				1					看護研究		1						
				1					看護管理と災害看護		1						
				1					看護過程論Ⅱ		1						
				1					生と死の看護論		1						
				2					実習地	在宅看護論実習	4		2				
	2		看護の統合と実践実習		2												
			計		12	11	2										
			合計		104	95	27										

医療介護福祉科授業科目及び単位数

別表2-(2)

区分	授業科目	卒業単位	単位		授業時間数	備考	区分	授業科目	卒業単位	単位		授業時間数	備考		
			必修	選択						必修	選択				
基礎分野	保健医療福祉概論	10	2		30		介護	介護技術Ⅰ	10	1		30			
	文章表現		2		30			介護技術Ⅱ		1		30			
	日本語		2		30			介護技術Ⅲ		1		30			
	心理学			2	30			介護技術Ⅳ		1		30			
	社会学Ⅰ			2	30			障害に応じた介護Ⅰ		1		30			
	法学			2	30			障害に応じた介護Ⅱ		1		30			
	経済学			2	30			介護過程の基礎		1		30			
	情報処理Ⅰ			1	30			介護過程の展開Ⅰ		1		30			
	情報処理Ⅱ			1	30			介護過程の展開Ⅱ		1		30			
	生物学Ⅱ			2	30			介護過程の展開Ⅲ		1		30			
	健康体育Ⅰ			1	30			介護過程の展開Ⅳ		1		30			
	英語Ⅰ			1	30			介護総合演習Ⅰ		1		30			
	英語Ⅱ			1	30			介護総合演習Ⅱ		1		30			
	計		10	8	13	390				介護総合演習Ⅲ	1		30		
専門基礎分野	人体の構造と機能	4	2		30		専門分野	介護総合演習Ⅳ	37	1		30			
	老年医学		2		30			介護実習Ⅰ		2		90			
	医療倫理学			2	30			介護実習Ⅱ		2		90			
	公衆衛生学			2	30			介護実習Ⅲ		2		90			
	介護報酬請求事務			1	30			介護実習Ⅳ		4		180			
	介護予防運動指導			1	30			計		37	37	0	1260		
	計		4	4	6	180				発達と老化の理解Ⅰ	1		30		
専門分野	人間と社会	13	2		30		こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅱ	10	1		30			
			人間の理解Ⅰ	2		30				認知症の理解Ⅰ	1		30		
			人間の理解Ⅱ	2		30				認知症の理解Ⅱ	1		30		
			社会と制度の理解Ⅰ	2		30				障害の理解Ⅰ	1		30		
			社会と制度の理解Ⅱ	2		30				障害の理解Ⅱ	1		30		
			現代社会と福祉		2	30				こころとからだのしくみⅠ	1		30		
			保健医療サービス論		2	30				こころとからだのしくみⅡ	1		30		
			社会調査の基礎		1	30				こころとからだのしくみⅢ	1		30		
			医療介護福祉総合演習Ⅰ		1	30				こころとからだのしくみⅣ	1		30		
			医療介護福祉総合演習Ⅱ		1	30				計	10	10	0	300	
	計	13	11	4	270		医療的ケア	医療的ケアⅠ	3	1		30			
	介護	37	1		30			医療的ケアⅡ		1		30			
			利用者理解	1		30				医療的ケアⅢ	1		30		
			介護とは何か	1		30				計	3	3	0	90	
			尊厳を支える介護	1		30				計	63	61	4	1920	
			介護労働者の健康管理	1		30		合計	77	73	23	2490			
			終末期の介護	1		30									
			リハビリテーション論	1		30									
			コミュニケーションⅠ	1		30									
コミュニケーションⅡ			1		30										
生活支援			1		30										
生活支援（食生活）Ⅰ	1		30												
生活支援（食生活）Ⅱ	1		30												
生活支援（衣生活・住居）	1		30												

別表3

履修方法及び卒業の要件

履 修 方 法

学科	区分	履修単位数	卒業要件単位
看 護 科	基礎分野	16 単位以上	104 単位以上
	専門基礎分野	23 単位以上	
	専門分野Ⅰ	14 単位以上	
	専門分野Ⅱ	39 単位以上	
	統合分野	12 単位以上	
医療介護福祉科	基礎分野	10 単位以上	77 単位以上
	専門基礎分野	4 単位以上	
	専門分野	63 単位以上	

卒 業 の 要 件

1. 看 護 科は、3年以上在学し、所定の履修方法により、104 単位以上修得することを要する。
2. 医療介護福祉科は、2年以上在学し、所定の履修方法により、77 単位以上修得することを要する。